

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

2011年11月16日

東京税財政研究センター

理事長 永沢 晃

東日本大震災・福島第一原発事故の被災者に対する 税務行政等に関する提言

はじめに

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により犠牲になられた方々に心からのお悔やみを申し上げるとともに、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げ、一日も早い生活の復旧・安定が実現することを願っています。

この提言は、税の専門家を結集する東京税財政研究センター（理事長 永沢 晃）が、こうした思いを基に被災者の税の減免につき、さしあたって実施すべき問題に限って、政府、関係省庁、特に国税庁、被災地を所轄する国税局と税務署、地方自治体に要望する事項をまとめ、これらの団体に提出するとともに世論に訴えるものです。

I. 税務行政の執行にあたって留意すべき点について

東日本大震災は未曾有の大きさと深刻さをもたらし、被害内容が多様かつ複雑であり、原子力発電所の事故は終息の見込みも立っていません。かつ、税の減免が必要になる被災者は、個人住民税のみの納税者を含めて多数にのぼるものと推測されます。その特徴を典型的にまとめると以下ようになります。

1. 地理的範囲が極めて広範囲にわたり複数の国税局にまたがっています。住宅、家財、事業用資産、土地の被害は、地震・津波による被害（東北三県、茨城県、千葉県）、地震による被害（東北三県内陸部、茨城県、栃木県、長野県、静岡県）、液状化による東京都、千葉県、神奈川県湾岸部等、埼玉県等の内陸部、そして地震・津波による被害を受けたことに加えて原発事故による強制避難区域と、地震・津波の被害は受けな

かったが強制避難区域に指定され家財・住居を「放棄」した地域があります。

2. 被害者の職業が多種多様であり、したがって所得の種類が多い。たとえば給与所得者、年金所得者、農業所得者、漁業所得者、営業所得者、その他の事業所得者、不動産所得者等であり、複数の所得を得ている者も多いはずで、加えて農村・漁村部では高齢者の多いことも税務行政の執行にあたって特に留意しなければなりません。
3. 被災者が全国に離散しているために当該被災地の所轄税務署のみでは対応できません。
4. 被災により原始記録、帳簿等の会計記録、過去の申告事績等、税の減免を受けるために必要とされる記録書類の滅失があります。
5. 被災地の自治体が崩壊あるいは弱体化していて、り災証明や固定資産評価証明等の必要な書類の交付が困難なところもあります。

II. 税務行政の執行体制についての提言

このような状況下において、税務行政に求められる義務的課題は、既存の制度および今回の災害に関する特例で定められた諸制度により、税の減免の適用となるすべての人が手続きをとり、税が減免され、還付金等を確実に受け取ることのできるようにすることで、生活・事業の復旧を援助することにあります。具体的には以下の諸点が求められます。

1. 税の減免の対象となる全ての納税者が救済を受けられるように、徹底して以下の広報活動を行うべきです。
 - (1) 減免に関する誰にでもわかりやすい説明書等を作成し、税務署窓口・自治体の出先機関の窓口に置くにとどめず、自治会、業者団体等を通じ被災地域内では全戸配布を徹底する。この場合 NPO 等のボランティア団体等に協力を求めること。
 - (2) 国税庁のホームページに掲載するにとどまらず、テレビ・ラジオ・新聞等マスメディアを利用した定期的かつ広範囲の広報活動を行うこと。
2. 実際の減免手続に当たっては、行政の責任できめ細かな相談体制をつくることは当然であるが、税理士会等の関係団体にとどまらず、被災地域の業者団体や農漁協等に協力を求めること。
3. 被災者の申告書類、帳簿書類等の滅失が著しい現状から、課税庁に対して過去の課税事績等へのアクセスの急増が想定されます。柔軟に対応しこれを保証すること。

また、被災地域においては、青色申告や消費税込入税額控除に係る災害その他やむをえない事情等の取扱いも柔軟に認めること。

III. 税の減免における基本的かつ共通的な提言

1. 阪神淡路大震災や新潟県中越沖地震、三宅島噴火災害等の教訓に学び、特に近畿税理士会神戸支部が作成した提言（別添）を尊重し、かつ今回の東日本大震災の特殊性に十分配慮して、実情に即した更なる特例法を早期に制定すべきです。
2. 国税通則法第 11 条には災害等による申告・納付期限について、「その理由がやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる」としています。東日本大震災においては、地震とそれに続く津波、原子力発電所の事故など 8 ヶ月を経ても収束の見えない状況にあり、このような大規模かつ多重的な災害においては、「やんだ日」について従来の基準の見直しを行うとともに、「二月以内」の規定を含めすべての被災者の救済が出来るように必要な期間の延長を講ずべきです。このことは、納期限前に被災した場合の納税の猶予も同様です（国税通則法第 46 条第 1 項）。
3. 被災事業用資産の損失の繰越控除や繰戻し還付請求について、特例法は、個人の繰戻し還付請求は白色申告者に適用が無く、また、法人の場合は欠損金額のうち震災損失額の全額が対象となるが、個人の純損失の繰越控除では、保有資産に占める被災事業用資産の割合が一割以上という制限があります。

そもそも、被災を受けた事実は法人であろうが個人であろうが同じです。また、青色申告者も白色申告者も帳簿書類や原始記録等の喪失は同じです。さらに白色申告者も消費税法により記帳と原始記録等の保存義務があり、所得税法上も所得金額が 300 万円を超える場合は記帳義務があるように、差別的な適用には根拠がないのであって、大事なことは全ての被災者を救済することですから、繰越控除・繰戻し還付請求の差別的適用要件を見直すべきです。
4. 被災額の見積りにおいて、簡便法によることは現実的な必要性が認められますが、課税庁が作成した計算方法は阪神・淡路大震災に比べ煩雑で範囲も狭いものになっており、制限を加えるべきではありません。そもそも課税庁が作成した簡便法は、被害額算定が極めて困難な中で、便宜のために算出するものなのですから、被害割合の算定方法が複数ありうる場合、被災者に有利な方法を適用すべきです。また、家財等の損害額の算定にあたっては、社会通念上著しく乖離していない限り、被災者が算定した概算額を容認すべきです。

簡便法は、課税庁の恣意性を排除するためにも法令化すべきです。
5. いわゆる風評被害に対する損失を含む損害賠償金（営業保障）については、事態の深刻さに鑑み、所得税、法人税及び地方税において非課税措置を講ずべきです。

IV. 各税目に関する税制改正提言

1. 所得税関係

(1) 雑損控除について

- ① 特例法は、雑損失及び純損失の繰越控除について、繰越可能期間を 5 年間（現

行3年間)としていますが、復旧・復興が遅れ厳しい就職難の現状下では、5年間で控除できない事態が充分想定されます。さらなる延長をすべきです。

さらに、損失額を早期に控除するためには、5年以内であれば控除不足がなくなるまで、各年度において繰越控除と繰戻し還付請求が併用できるようにすべきです。

② 特例法は、損害を受けた親族の範囲を所得金額で制限していますが、今後の復旧の目途が立たない事業者や、勤務先が被害を受け就労できない給与所得者も多く存在していることから、生計を一にする親族の所得金額の制限をなくし、納税者または納税者と生計を一にする親族の場合の控除は納税者の選択とし、最大限の救済を可能にすべきです。

③ 家財や家具などの搬出費用は雑損控除の対象外としていますが、生活基盤が根こそぎ奪われている状況にそぐわない取扱いであり、雑損控除の対象とすべきです。

(2) 被災事業用資産の損失について

① 特例法は、「事業用資産の損失」を平成23年分において東日本大震災により生じた損失としていますが、今後翌年以降にも生じることが充分想定されるので、震災に関連する損失が明らかであればその対象にすべきです。

② 純損失の繰戻し還付請求については、青色申告者のみ22年分で引ききれない純損失を21年分で繰戻し還付請求が出来ることとしていますが、Ⅲの3で述べた理由から、青色・白色申告にかかわらず5年間とし、各年において純損失の額を限度に繰越控除と併用して適用できるようにすべきです。

(3) 被災代替資産等の特別償却の特例について

特例法において、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災代替資産を取得した場合、事業に供した年度において当該減価償却資産の取得価額に、その取得の時期に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却が認められています。津波関係では高台移転を含めた新たな街づくりについて政府や自治体の方針が未だ定まっておらず、また資金繰りの関係からも相当長期の期間をみなければ代替資産を取得して事業を再開することは難しいと想定されます。さらに10年に延長すべきです。原発事故関係では、5年間程度の期間では到底収束しないと見込まれ、終息宣言が発せられた後10年間とすべきです。

(4) 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例について

特例法において、適用期間を上記と同じく5年間とされていますが、上記と同様の理由により10年に延長し、原発事故に関しては終息宣言が発せられた後10年間とすべきです。

(5) 特定事業用資産の買換えの特例について

買換えの特例で翌年中に買換え資産を取得する見込みで申告があり、大震災によ

りその取得が困難であるときは、特例法第 22 条は、法人に対しては一定の要件の下に予定期間をさらに 2 年の範囲内で延長できると規定しています。また、阪神淡路大震災特例法第 15 条で、2 年以内の日で延長できると規定されていました。しかし、個人については、今回の特例法において震災を起因とした期限の延長規定が無いのは理にかなっておらず、延長規定を設けるべきです。

(6) 居住用財産の譲渡の特例について

措置法通達 31 の 3-14 に災害等により家屋が滅失した敷地の譲渡は、居住の用に供されなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに行われていれば、居住用の財産を譲渡した特例が適用になる取扱いがありますが、阪神・淡路大震災特例法では、7 年後の 3 月 31 日までに譲渡すれば適用する規定がありました。しかし、今回の特例法にはこの規定がありません。東日本大震災が広域にわたる多重災害であることを考慮すれば同様の規定があるべきであり、その期間も 10 年とすべきです。

2. 相続税・贈与関係

(1) 災害減税法による相続税・贈与税の免除規定について

対象となるのは「被害があった日以後において納付すべき相続税又は贈与税」とされ、延納中の税額、延納又は物納許可前の徴収猶予中の税額、農地等の相続税又は贈与税の納税猶予の特例を受けている税額を対象としており、納付済みのものは対象になっていません。しかし、例えば借入金等で納付済みになっているものを対象外とするのは不合理であり不公平になります。免除規定の対象について見直しをすべきです。

(2) 同時死亡の取扱について

「同時死亡」の判定で死亡届が提出された場合、民法上はお互いに相続人にはならないことから、相続税の申告に際し、基礎控除、死亡退職金・死亡保険金の非課税、配偶者の税額軽減の計算において、納税者に多大な不利益がもたらされる。阪神・淡路大震災の際には 1 億 5 千万円の違いが生じた事例もあります。

巨大地震・津波等による相続の発生は相続人にとって予期せぬ出来事であり、また、財産に加えられた損害なども兼ね合わせると同時死亡の判定があった際でも、「相互に相続人になりうる」と新たに定めるか、「お互いに相続人とはならない」との解釈をしない等の特別の手当てをすべきです。

3. 法人税関係

(1) 被災代替資産等の特別償却の特例について

- ① 所得税と同じく、代替資産の取得期間はさらに 10 年に延長すべきであり、原発事故に関しては終息宣言が発せられた後 10 年間とすべきです。

- ② 代替資産は、特別償却だけではなく圧縮記帳による全額損金算入を認め、特別償却と選択制にすべきです。

その理由は、事業用資産の大震災による滅失とその代替資産の取得は、同一資産の継続と捉えれば圧縮記帳が理にかなっている。新に取得する土地に工場を建てて操業する時、工場は特別償却で損金計上できるが、土地はまったく損益に関係しない。しかし、取得資金が流出しその分だけ再生に障害が生じます。

この場合、旧資産に関する利益がないので、通常の圧縮損の形態では土地の圧縮はできませんが、土地も特別償却するのと同じ効果が出るよう措置すべきです。すなわち、土地は償却になじまないので圧縮の形態をとるべきです。

- (2) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例について

この措置自体は当然のことではありますが、被災した建物や機械がすみやかに売却できるか、土地も短期的に売却できるのかなど、買換え自体が非現実的である場合が多い。特例法の5年間程度では不十分であり、さらに10年に延長すべきであり、原発事故に関しては終息宣言が発せられた後10年間とすべきです。

懸念されるのは、この制度を餌に買い叩きがおこり、資金力のない中小零細企業の再生を困難にする恐れがあります。国や自治体が相当の値段で買い取るという別立ての措置を手当てした上で、それと一体で運用すべきです。

4. 消費税関係

- (1) 災害減税法を消費税にも適用すべきです。
(2) 簡易課税選択の届出等の特例の取扱いにあたっては、いわゆる風評被害による減収も含めるべきです。

5. 地方税関係

所得税及び法人税に連動する項目については、地方税においても同様に措置し、繰戻し還付制度を新設すべきです。この措置による減収額は国の責任において財源措置をとるべきです。

V. 滞納・納税に係る緩和・減免に関する提言

1. 被災した納税者・滞納者への「緩和・減免の措置」の周知と早急な適用を

被災した納税者・滞納者は何を、どうしたら、どのような「緩和・減免の措置」が受けられるのかわからない状況に置かれています。課税庁は、滞納者が災害に遭遇して納付が困難になった場合、少なくとも現行の以下の制度について広報活動につとめ、納税者や税理士等に周知徹底し早急に適用できるようにすべきです。

- (1) 通則法第11条(地方税法第20条の5の2)に基づく「納期限の延長」制度

- (2) 通則法第 46 条 1 項の「相当の損失」を受けた場合の納税の猶予の制度
- (3) 通則法第 46 条 2 項 1 号の災害等に伴い納付が困難になった場合の納税の猶予
- (4) 徴収法第 151 条の換価の猶予制度
- (5) 法人税法第 75 条による災害等に起因する「申告書の提出（納付）期限の延長」制度

2. 上記の制度について杓子定規な行政対応が行われた場合、納税者を救済する保障にはなりません。そこで、国税庁は平成 23 年 4 月 5 日「東日本大震災により被害を受けた滞納者に対する滞納整理について（指示）」の通達を発遣し、「生活状況のみならず心情にも十分配慮しながら、被災状況・資金状況を的確に把握し、適切に緩和措置を適用」することを促しています。緩和措置を講ずべき対象が、同通達の各論において「延長適用者」とされ、事実上「指定地域に限定」していることは問題です。風評被害も含めた資金繰り悪化問題などにも広く適用されるべきです。

国税及び地方税ともに、被災者の実情に即した税務行政・徴収行政を行うべきです。
以上

東京税財政研究センター

理事長 永沢 晃

〒169-0073 東京都新宿区百人町 1-16-18

センチュリービル 2 F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

ホームページ・<http://touzeiken.net/>